

さいがい じ たいおう
災害時の対応について

れいわ ねん がつ にち
令和7年1月22日

ふくし こ ど も きょくふくし ぶ ち い き ふくし か
福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

さいがい そな I 災害への備え

じぜん たいさく (I) 事前の対策

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 避難行動要支援者名簿

○ さいがい お ひなん とき しえん
災害が起き、避難する時に支援
ひつよう かた しょう しゃ こうれいしゃ
が必要な方(障がい者、高齢者、
にゅうようじ めいぼ
乳幼児など)の名簿

○ けんない すべ しちょうそん さくせい
県内では、全ての市町村で作成
ず
済み

こべつ ひなんけいかく 個別避難計画

○ ひなん とき しえん ひつよう かた
避難する時に支援が必要な方
ひとり
一人ひとりが、どこに、どうやって
ひなん だれ しえん
避難するか、誰に支援してもらう
き さくせい
かなどを決めて作成する。

○ しえん ひと ひなん
支援する人やどうやって避難す
るかを決めるのが むずか さくせい
難しく、作成が
すす
進んでいない

(2) 避難

いっばんひなんじょ 一般避難所

- 小中学校、市民センター、自治会館などを市町村が指定
- 誰でも避難できる
- 県では、配慮が必要な方のスペースを作るようお願いしている
- 近くの避難所とそこへの行き方を確認しておくことが重要

ふくしひなんじょ 福祉避難所

- 配慮が必要な方で、一般避難所での生活が難しい方を避難させる
- 入所や通所の社会福祉施設などを市町村が確保している

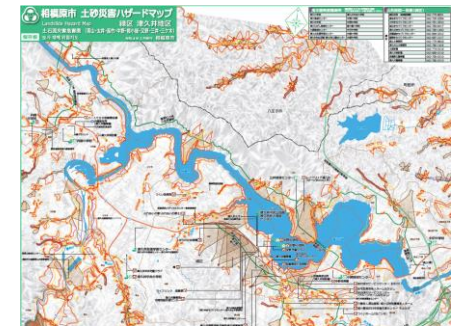
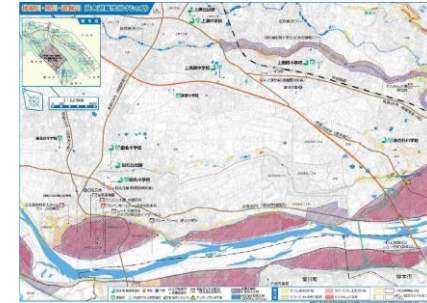
ざいたくひなん 在宅避難

- 避難所には行かないで、自宅で過ごす
- 非常食や携帯トイレなどを備蓄しておくことが必要

(3) さいがいはうほう 災害情報

ハザードマップ

- こうずい つなみ どしゃくず ひがいの きけん
洪水、津波、土砂崩れなどで被害を受ける危険が
- おお ばしょ あらわ ちず
大きい場所を表した地図
- じたく ばしょ じょうきょう かくにん じゅうよう
自宅の場所などの状況を確認することが重要



ひなんじょうほう けいかい 避難情報と警戒レベル

- こうずい どしゃくず きけん たか とき はっぴょう
洪水や土砂崩れなどの危険が高まった時に発表される
- だんかい ひなん ひつよう し じゅうよう
どの段階で避難する必要があるか知っておくことが重要

じょうほうしゅうしゅう 情報収集ツール

- テレビ、ラジオ、スマホなど

令和3年5月20日から
避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保 ①	災害発生情報 (発生を知らせるために発表)
4	避難指示 ②	避難指示 (緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難 ③	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大粒・中粒・西風注意情報 (気象庁)	大粒・中粒・西風注意情報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 避難情報の発表や発表を待たずに避難する場合は、避難指示が発表された時点で避難してください。
※2 避難指示は、これまでの避難指示のデザインで発表されることにより、避難指示が発表された時点で避難してください。
※3 避難指示は、避難指示の発表と同時に避難指示の発表と同時に避難してください。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができません。警戒レベル5緊急安全確保の命令を受けてはいけません！

避難指示は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

(4) その他^た

- 地域^{ちいき}の防災訓練^{ぼうさいくんれん}に参加^{さんか}して、支援^{しえん}が必要^{ひつよう}なことを知^しってもらう

2 本日^{ほんじつ}、ご意見^{いけん}をいただきたいこと

- (1) 避難^{ひなん}のとき^{とき}に支援^{しえん}する人^{ひと}をどうやって決^きめればいいのか
- (2) 避難所^{ひなんじょ}で安心^{あんしん}して過^すごすためには、障^{しょう}がいの種類^{しゅるい}に応^{おう}じて
どういった配慮^{はいりょ}が必要^{ひつよう}か
- (3) 災害時^{さいがいじ}の避難等^{ひなんとう}について不安^{ふあん}に思^{おも}うこと